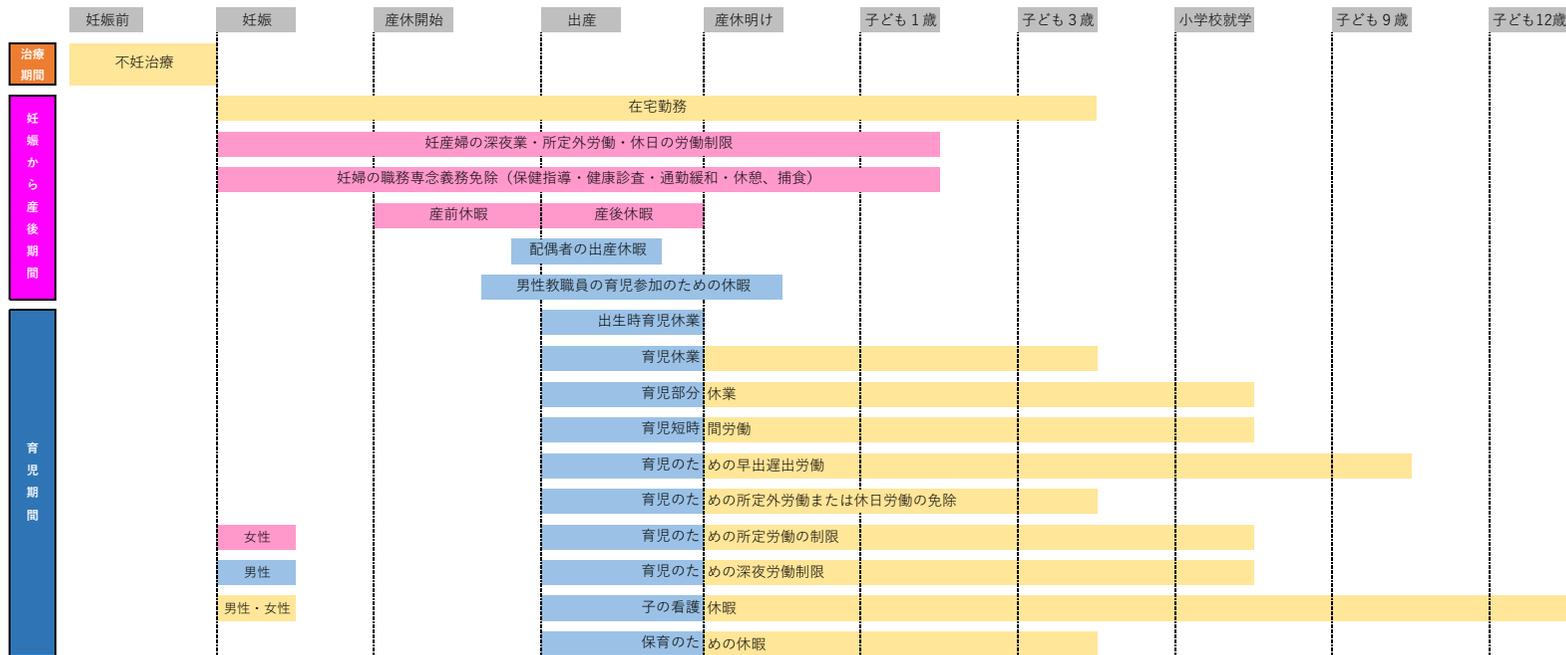


■妊娠・出産・育児に関する制度

■介護に関する制度



出産・子育て期など、さまざまな場面に応じて制度をうまく活用しましょう！

■有給休暇を取りましょう

高専機構では、ゴールデンウィーク、夏季等の連続休暇時における会議等の自粛を促し、年次有給休暇の取得促進に努めています。休暇を計画的に利用し、心身のリフレッシュや自己啓発等を図り、充実した生活を送りましょう。

■年次休暇

一の年ごとに20日付与されます。当該年の20日を超えない範囲の残日数は、翌年に繰り越し（最大40日）ができます。取得単位は1日または半日ですが、年間5日間の範囲で、時間単位も取得可能です。非常勤教職員の場合は、継続勤務年数によって付与日数が定められています。

■年次休暇以外の休暇等

人間ドッグの受診…職免
 女性検診の受診…職免
 生理休暇…病休
 結婚休暇…特休
 (結婚5日前から1か月後の間、5日以内)
 公民権休暇…特休
 裁判員等出廷休暇…特休
 骨髄移植休暇…特休
 ボランティア休暇(5日以内)…特休
 忌引き休暇…特休
 追悼休暇(1日)…特休
 夏季休暇(3日)…特休
 夏季一斉休業(1日)…特休
 災害時の休暇…特休
 永年勤続表彰者休暇(5日以内)…特休

機構規定略称
 職免/職務専念義務免除
 病休/病気休暇
 特休/特別休暇